

## 高等専門学校実習生受入れに関する申し合わせ

制定 平成 25 年 7 月 3 日 学科長会議

改正 平成 28 年 11 月 7 日 学科長会議

### (趣旨)

第 1 条 この申し合わせは、東北大学工学部（以下「本学部」という。）で実習を希望する高等専門学校生の受入れに関し、必要な事項を定めるものである。

### (身分)

第 2 条 受入れを許可された学生は、「高等専門学校実習生」（以下「実習生」という。）と称する。

- 2 実習生は、本学部学生の身分を有しないが、本学部の諸規則を守らなければならない。
- 3 本学部は、実習生に対して必要に応じて本学部学生に準じた対応を行う。

### (申請)

第 3 条 実習生として申請できるものは、以下の要件を満たしているものとする。

- 一 高等専門学校本科第 4 年次以上又は専攻科に在籍していること。
  - 二 所属する高等専門学校における教育活動の一環として本学において実習（実験・試験を含む）やインターンシップ等を目的としていること。
  - 三 本学受入教員に内諾を得ていること。
  - 四 災害傷害保険及び賠償責任保険に加入していること。
- 2 申請書は、所定用紙により在籍する高等専門学校を通じて提出するものとする。

### (受入教員)

第 3 条の 2 受入教員は学部兼担となっている教授、准教授とする。ただし、指導教員となれない教授、准教授の場合は、学科の判断に委ねる。

### (許可)

第 4 条 実習生の受入れは、工学部教務委員会及び学科長会議の議を経て、工学部長が行う。

### (実習)

第 5 条 実習内容は、本学受入れ教員及び実習生を指導する高等専門学校教員が協議の上、決定するが、当該実習生に対する研究指導や、高等専門学校との共同研究は含まないものとする。

- 2 実習生は、実習期間中に知り得た第三者の個人情報に係る事項もしくは研究に係る事項を外部に漏えいしてはならない。
- 3 本学受入れ教員は、実習生が指示に従わない場合、又は実習の実施が本学の業務に著しく支障をきたす場合は、実習を中止することができる。
- 4 実習生に対しては、単位の認定は行わない。

(経費)

第6条 実習生として受入れを許可された場合の、実習料は徴収しない。

2 実習に係る、交通費、宿泊料、災害傷害保険料及び賠償責任保険料等は実習生の負担とする。

(事務)

第7条 実習生の受入れに関する事務は、教務課で行う。

(その他)

第8条 この申し合わせに定めるもののほか、実習生の受入れに関し必要な事項は、学部教務委員会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この申し合わせは、平成29年4月1日から施行する。